Ⅲ ヤードの適正化に向けた取組

1 はじめに

本県には、周囲を鋼板などで囲み、自動車の解体や部品の保管等をしている「ヤード」が、数多くありますが、これらヤードの中には、エンジンオイル等を周辺に流出させるものや、盗難自動車等の保管場所として利用されるものなど、不適正なヤードも存在しています。(写真1、2)そこで県では、県民の生活環境に悪影響を及ぼしたり、平穏な生活を脅かしたりするヤードの適正化を図るため、全国初となる「千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例」(以下「ヤード適正化条例」という)を26年12月に制定し、27年4月1日から施行しました。

写真1 ヤードのイメージ



写真2 ヤード内で不適正に保管されているエンジン



2 条例制定の主な背景

本県には、印旛地域を中心に約500箇所ものヤードが存在し、全国の2割以上を占めています。 (図1、2)

図1 県別ヤード数 (千葉県警調べ)

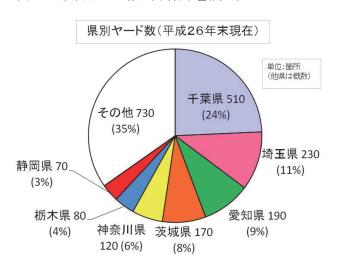
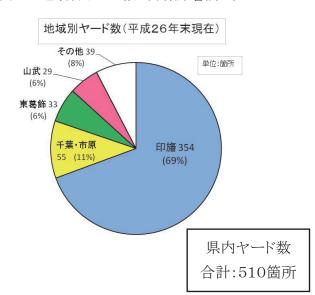


図2 地域別ヤード数(千葉県警調べ)



県では、これまでも自動車リサイクル法など各種法令に基づきヤード対策を講じてきましたが、数あるヤードの中には各種法令に違反した行為が行われている、いわゆる「不法ヤード」もあります。そこでは、油の流出等による生活環境への悪影響を及ぼすことが懸念されるほか、自動車盗難などの犯罪の温床ともなっています。

しかしながら、ヤードは、周囲が鋼板などに囲まれているため、その中で行われている行為が外部から確認できないこと、自動車リサイクル法などの関係法令に基づく対応には限界があることなどから、実態を把握することが困難でした。

そこで、ヤード適正化条例を制定して、ヤード運営者に届出義務を課し、条例に基づくヤード への立入りを可能にするとともに、生活環境への悪影響を防止するため、油の地下浸透の防止措 置等を義務付けました。

3 条例の内容

(1)目的

県民の生活環境を保全し、平穏な生活を確保するため、エンジンやプロペラ・シャフトなどの 自動車部品のヤード内での保管と分離の適正化を図ります。

(2) ヤードの定義

エンジンなどの自動車部品の保管や分離を行う施設のうち、鋼板などの工作物がその周囲に 一部でも存在する施設を「ヤード」と定義しました。

(3) ヤード運営者の義務

①届出

ヤードの実態を把握し、その可視化を図るため、ヤードを運営しようとする者に対し、あらかじめ、所在地や設備の概要などの必要事項を知事に届け出ることを義務付けました。

※自動車リサイクル法に基づく解体業の許可を受けている者は適用除外

②油の地下浸透等の防止措置

生活環境への悪影響を防止するため、ヤードを運営しようとする者は、自動車部品に用いられるオイルなどが浸み出さないようにするための措置を講じなければなりません。

具体的には、油などが地下に浸透しないように床面を鉄筋コンクリートなどで造ること、雨水により油などが流出しないように屋根、覆いなどを備えるなどの措置を講じなければなりません。

③原動機に係る相手方確認、記録の保存等

平穏な生活の確保に資するため、ヤードを運営している者が、原動機を受け取ろうとするときは、相手方を確認するとともに、盗難品など不正品の疑いがあるときは、警察に申告しなければなりません。また、受け取ったり、引き渡した原動機については、記録を作成してその記録を3年間保存しなければなりません。

※古物営業法の許可を受けている古物商は、同法と重複する部分については適用除外

(4)条例の目的を達成するための措置

①勧告・命令

油の地下浸透等の防止の措置義務や原動機の取引記録の保存義務などに違反した者に対しては、必要な是正措置を行うよう、知事は、「勧告」や「命令」を行うことができます。

特に、油などによって生活環境の保全上の支障が生じているときは、その支障を除去する ための措置を行うように、緊急に命令することができます。

②立入検査など

条例の目的を達成するため、ヤード運営者に対し、必要な報告を求めたり、必要に応じて 県の職員がヤード内に立ち入り、検査や質問を行うことができます。

なお、立入りに当たっては、必要に応じて警察官が同行することがあります。

③主な罰則

- ・措置命令違反:1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・届出義務違反など: 3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- ・立入拒否など:30万円以下の罰金

(5) 土地所有者等の努力義務

土地所有者の責務として、土地を貸したり、売ったりしようとする際は、不法ヤードとして使用されるおそれがないか、十分に確認することを求めています。

万一、貸している土地やヤードが不法ヤードとして使用されていると思われるときは、 県や県警などに速やかに通報することを求めています。

4 条例施行後の取組

県では、27年4月1日の条例施行後、県警の援助を得ながら立入りを行うなど、ヤードの 実態把握を進めており、ヤード運営者に対しては、条例に基づく届出やエンジン等の自動車部 品の適正保管等を行うよう指導しています。(写真3、4)

写真3 ヤードへの立入りの様子(1)



写真4 ヤードへの立入りの様子(2)



千葉県警調べによると、県内には、27年6月末時点で510箇所のヤードが確認されていますが、27年9月末までに県内298箇所のヤードに立入りを行いました。このうち届出が必要なヤードは168箇所あり、9月末時点で148箇所から届出が提出されました。

なお、必要があるにもかかわらず届出をしないヤードや、油の地下浸透等防止措置を講じないなど県の指導に従わないヤードについては、重点的に立入りを実施するなど、重ねて指導しています。

不法ヤードの一掃に向けては、県警とも密に連携しながら、今後も、順次、ヤードへの立入りを実施し、実態把握を更に進めるとともに、悪質な事案に対しては厳格に対応していきます。